亀岡市告示第２０９号

亀岡市都市計画提案手続に関する要綱（平成２７年亀岡市告示第４２号）の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２日

亀岡市長　桂　川　孝　裕

第５条第３項中「法第２１条の２第３項第２号」を「法第２１条の２第４項第２号」に改める。

附　則

この要綱は、告示の日から実施する。